

第3回東大阪市住工共生まちづくり検討委員会特別委員会 議事要旨

日 時	平成24年10月10日(水) 13:00～15:00
場 所	クリエイション・コア東大阪南館3階 研修室B・C
出席者	<p>(東大阪市住工共生まちづくり検討委員会委員) 植田委員、濱田委員、舟橋委員</p> <hr/> <p>(住工共生のまちづくり施策検討・推進委員会ワーキング部会員) 政策調整室 川東室長、固定資産税課 山西課長、市民協働室 三崎次長、 経済部 米谷次長、モノづくり支援室 鶴山室長、公害対策課 田川課長、 建設企画総務室 毛登山次長、都市づくり課 藤埜課長、みどり対策課 木 邨課長、建築審査課 立神課長、開発指導課 須田課長</p>
	<p>(事務局) モノづくり支援室 巽次長、本田主査、浦塘主査</p>
案 件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域懇談会実施結果について 2. アンケート調査結果について 3. 東大阪市住工共生まちづくり条例(素案)について 4. 住工共生まちづくりに関する施策(支援策・優遇策)について 5. その他
議事要旨	<p>進行役：ワーキング部会長(経済部次長) 開会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域懇談会実施結果について (事務局)資料1の説明 2. アンケート調査結果について (事務局)資料2の説明 3. 東大阪市住工共生まちづくり条例(素案)について (事務局)資料3の説明 <p>以下、委員からいただいたご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前文のところで、ものづくりとモノづくりの表記があり、国がものづくりと平仮名で使っていて市はカタカナで使っているためかと思うが、背景がわからないと理解しづらいのではないか。 ・モノづくり企業の近隣に住宅等が建設されると環境上の問題等が発生しているとの表現があるが、実際には問題発生は少ないと思うがすぐに生じることと解釈されてしまいそうである。 ・条例第3条(3)でモノづくり企業に誇りを持つという部分で、単に誇りを持つというのはよくわからない。モノづくり企業の何かに対して持つものだと思う。もう少ししっかりと表現した方が良い。

- ・前文の２段落目の、一方・・・という部分をもう少し書き込んでほしい。本市も住宅都市としての魅力をつくっていかないといけない、住宅用地への転用が進んでいるという書き方だと力不足とを感じる。
- ・モノづくり企業の操業環境が悪化することがキーワードにしているが、そうではなくモノづくり企業の継続性が一番問われていることかと思う。ここでは操業上のトラブルが課題とあるが、水平分業という取引構造の変化で企業が強みを発揮できなくなってきているのだと思う。
- ・操業上の環境が悪化していることに重点を置かれているが、問題がいたるところで発生しているのか。共生はお互いがお互いの力を発揮し合って戦力を増していくというイメージを持つようにすればいいのではないか。
- ・既存不適格は改善しなければならないため、それに対する支援というのは微妙なところである。
- ・モノづくり推進地域で重点的に支援していくが、準工業地域や住居系地域で操業しているところも本市の一部であり、そこも支援することも考えないといけない。
- ・モノづくり推進地域より一段落としたエリアがあってもいいのかなと思う。
- ・住居系と既存不適格でどうするかということがある。移転支援は現実的には難しく、究極の選択。そこを考えて。
- ・第４条（６）で、市民及びモノづくり企業とあるが、及びとしているためそれぞれが単独で行う場合と共同で行う場合の両方と読める。ここでの趣旨である共同で行う場合とわかるようにした方がよい。
- ・工事に着手するというのがどこからの部分を指しているのかで裁判でもよくもめている。杭を現場に運んだら着手かなどははっきりしない部分なので、注意を要する言葉である。
- ・資料３－１のＰ８に記載している建築許可書や完了検査、検査済証などは、建築確認に基づくものではないことを申し添えておきたい。
- ・条例が根拠が法が根拠かなどよくもめる。宝塚のパチンコ立地規制条例もそうだが。実効性のあるものとするため、既にされていると思うが法律家のご意見を仰ぐのが良いかと思う。
- ・第４条の市の責務で、最初の（１）に住工混在の防止があがっているのは、共生と言っておきながら奇異に感じる。順番を考えるのが良い。
- ・第６条で市民がモノづくり企業を理解するとあるが、モノづくり企業の役割や担っている意義など何に対して理解するのかを明らかにしないといけない。
- ・市民の責務としてモノづくり企業を理解せよとか誇りを持つということは、市民からすれば余計なおせっかひに感じる部分もある。しかし、製造業で生活が支えられているというような趣旨はわかるので、モノづくり企業の存在や貢献ということまで入れていくのが良い。
- ・共生するということが混在という状態のことを指すならそのように書いたほうが良い。
- ・どこでも混在は見られ、一方で多様性と捉えているなら混在は必要。一般人にはわかりにくい。
- ・混在の防止は逆に誤解を与えるので、ない方がいいかもしれない。
- ・第１７条第１項では実施状況を毎年審議会に報告するとあって、第２項では聴取した意見を１年に１回報告するという表現になっている。毎年ということと１年に１回という表現は統一したほうがいいのではないか。

- ・第14条の表現で主語が抜けている。市長は（建築主が）正当な理由がなく・・・となる。
- ・第16条第1項の審議会は、外部委員を含むなら事務をつかさどるのは変である。
- ・モノづくり推進地域に住宅を建てる場合の計画を出すガイドラインのようなものは出していくのか。今のままではわかりにくく、住民と協力してこんなことができるんですよというような具体的なイメージが持てるものが欲しい。
- ・条例制定してどのように変わるのか、そのイメージが資料にはないので、短期的・長期的、役所によるもの・審議会によるものなど、それぞれ具体的にどうなるかをイメージで捉えられるとありがたい。
- ・新規施策、拡充施策、既存施策との連携などがわかるように出しておけばよいのではないか。
- ・保全地区は事業継続を強化するとした方がいいと思う。
- ・誇りを持つこととも関係するが、保全とすると重要文化財など残っていることに意味があるという感が出る。そうではなくて企業により強くなってもらうためのものであることとしていけばよいのではないか。
- ・アドバイザーについては、中小企業診断士等とチームを組まないといけないと思う。
- ・第2条（10）で、改築も入れた方がいいのではないか。

4．住工共生まちづくりに関する施策（支援策・優遇策）について
時間の都合上、説明、ご意見聴取は省略。

（進行役）

本日のご意見を検討の参考にさせていただく。これにて終了。

以上